

## 別表 1

### 動物の選定基準

- 1 離乳済みであり、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができること
- 2 原則、視診、触診等により、健康と判断されるもの。その他、センター所長が譲渡に適すると判断するもの
- 3 攻撃性がないもの。また、社交性、支配性、警戒心等を観察し、人及び社会に順応性があると判断されるもの
- 4 当該動物に係る関係法令により飼養、保管、運搬、譲渡について規制等がないこと

※ 上記のほか、必要に応じてセンター所長が定めることとする。

別表 2

対象者の選定基準

個人 (犬希望者向け)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大阪府内（以下「府内」という。）在住であること。</li> <li>2 成人で終生飼養できること。ただし、66 歳以上の場合は、65 歳以下の成人で、動物の飼養に責任がもてる者がいること。</li> <li>3 動物を適正に飼養するための必要な費用を負担できること。</li> <li>4 飼養にあたり同居者全員の同意が得られていること。</li> <li>5 日常的に家人が不在とならないこと、また動物が飼養できない場所への転居の予定がないこと。</li> <li>6 同居者に動物の飼養により健康を害する恐れがある者がいないこと。</li> <li>7 飼養場所が集合住宅もしくは借家の場合は、動物の飼養が承認されていることを、規約等の文書で提出できること。</li> <li>8 対象者（個人の欄）の遵守事項（別表 3）の内容を理解し遵守できること。</li> <li>9 原則として、実施者が指定する場所及び日時に対象動物との対面による確認及び引取りができること。</li> <li>10 動物を適正に飼養するための知識を有していること。</li> <li>11 上記のほか、センター所長が必要と認める要件を満たしていること。</li> </ol>
個人 (猫希望者向け)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 成人で終生飼養できること。ただし、66 歳以上の場合は、65 歳以下の成人で、動物の飼養に責任がもてる者がいること。</li> <li>2 動物を適正に飼養するための必要な費用を負担できること。</li> <li>3 動物が飼養できない場所への転居の予定がないこと。</li> <li>4 飼養にあたり同居者全員の同意が得られていること。</li> <li>5 同居者に動物の飼養により健康を害する恐れがある者がいないこと。</li> <li>6 飼養場所が集合住宅もしくは借家の場合は、動物の飼養が承認されていることを、規約等の文書で提出できること。</li> <li>7 対象者（団体等の欄）の遵守事項の内容を理解し遵守できること。</li> <li>8 原則として、実施者が指定する場所及び日時に対象動物との対面による確認及び引取りができること。</li> <li>9 動物を適正に飼養するための知識を有していること。</li> <li>10 上記のほか、センター所長が必要と認める要件を満たしていること。</li> </ol>

団 体 等	<ol style="list-style-type: none"><li>1 団体等の所在地及び動物の飼養場所は、府内に存在し、その代表者は府内に在住する成人であること。ただし、次の各号すべてに該当する場合は、その限りではない。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 団体等の活動拠点(連絡窓口・支部等)及び動物の飼養場所が府内に存在すること。</li><li>(2) その活動拠点の責任者は、府内に在住する成人であること。</li><li>(3) その活動拠点の責任者は、センター所長が当該団体等に対して実施する譲渡活動について、すべての任に当たること。</li></ol></li><li>2 動物を適正に一時飼養でき、多頭飼育、鳴き声、糞尿等で苦情の原因とならないこと。</li><li>3 動物の愛護及び管理に関する法律及び環境省令で定める第二種動物取扱業の届け出等、譲渡活動に係る法令を遵守していること。</li><li>4 団体の場合は、規約、役員名簿、活動計画及び報告書、動物の飼養場所の図面、一時飼養会員名簿を提出できること。</li><li>5 個人の場合は、活動計画及び報告書、動物の飼養場所の図面を提出できること。</li></ol>
-------------	---

別表 3

対象者の遵守事項

<p>個人 (犬希望者向け)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 営利又はこれに類する目的に利用しないこと。</li> <li>2 譲渡に関わる講習等を受講すること。</li> <li>3 未登録及び未注射犬を譲り受けた場合は、速やかに飼い犬登録・狂犬病予防注射を受けて報告すること。また、鑑札と済票を犬に装着すること。</li> <li>4 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例、大阪市動物の愛護及び管理に関する条例及びその他の関係法令を遵守し、他人に迷惑をかけること。</li> <li>5 譲渡後1年以内の適切な時期に不妊・去勢手術を受けさせ、実施状況を報告すること。</li> <li>6 譲渡された動物は、終生飼養に努めること。</li> <li>7 譲渡後6カ月から1年以内に動物の状況等について実施者へ報告するとともに実施者の立入調査には進んで協力すること。</li> <li>8 譲渡された動物の死亡、飼養場所の移転、やむを得ない事情で飼養者を変更する場合は、必ず実施者に連絡すること。</li> <li>9 譲渡された動物に病気、問題行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が発生した場合も、実施者に対して一切責任を問わないこと。また、治療等に要した費用についても一切実施者に請求しないこと。</li> </ol>
<p>個人 (猫希望者向け)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 営利又はこれに類する目的に利用しないこと。</li> <li>2 譲渡に関わる講習等を受講すること。</li> <li>3 譲り受けた動物は速やかに動物病院にて健康診断を行うとともに日々の健康管理に努めること。</li> <li>4 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例、大阪市動物の愛護及び管理に関する条例及びその他の関係法令を遵守し、他人に迷惑をかけること。</li> <li>5 譲渡後1年以内の適切な時期に不妊・去勢手術を受けさせ、実施状況を報告すること。</li> <li>6 所有者明示を行うとともに室内飼育等にて終生飼養に努めること。</li> <li>7 譲渡後6カ月から1年以内に動物の状況等について実施者へ報告するとともに実施者の立入調査には進んで協力すること。</li> <li>8 譲渡された動物の死亡、飼養場所の移転、やむを得ない事情で飼養者を変更する場合は、必ず実施者に連絡すること。</li> <li>9 譲渡された動物に病気、問題行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が発生した場合も、実施者に対して一切責任を問わないこと。また、治療等に要した費用についても一切実施者に請求しないこと。</li> </ol>

団 体 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 営利又はそれに類する目的に使用しないこと。</li> <li>2 未登録及び未注射犬を譲り受けた場合は、速やかに飼い犬登録・狂犬病予防注射を受けて報告すること。また、鑑札と済票を犬に装着すること。</li> <li>3 団体等の代表者又は活動拠点の責任者及び一時飼養会員は、センター所長が実施する講習会を受講すること。</li> <li>4 不妊去勢手術や雌雄を分けて飼養するなど、確実な繁殖防止に努めること。</li> <li>5 別表2の「個人（犬希望者向け）」及び「個人（猫希望者向け）」の基準を満たさない者への譲渡を行わないこと。ただし、協力団体等が飼育環境の調査を行い譲渡する場合は、大阪府外在住の者も対象とする。また、他の団体等への再譲渡を行わないこと。譲渡後は、「譲渡報告書」（様式第6号）をセンター所長に提出すること。</li> <li>6 6か月毎にセンター所長へ「飼養状況報告書」（様式第7号の1, 2, 3又は4）により、飼養動物の数を報告すること。</li> <li>7 大阪府並びに大阪市から、犬・猫を譲り受けている協力団体等であることを名刺・ホームページ等で広報しないこと。また、募金・物資の援助等の手段に用いないこと。</li> <li>8 実施者から知り得た動物の情報を、譲渡活動の目的以外で他の団体や個人に提供しないこと。</li> <li>9 関係法令を遵守するとともに、センター所長が実施する調査及び事業等に協力すること。</li> <li>10 実施者の立ち入り調査等には進んで協力すること。</li> <li>11 やむを得ず飼養ができなくなった場合は、責任をもって次の飼い主を探すこと。</li> <li>12 譲渡された動物の死亡、飼養場所の移転、やむを得ない事情で飼養者を変更する場合は、必ず実施者に連絡すること。</li> <li>13 譲渡された動物に病気、問題行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が発生した場合も、実施者に対して一切責任を問わないこと。</li> <li>14 譲渡後の飼い犬登録、狂犬病予防注射、治療等に要した費用については、一切実施者に請求しないこと。</li> <li>15 上記のほか、譲渡実施場所内においては、次の事項を遵守すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設への無断立入や無許可撮影、指定された出入口以外からの出入り等をしないこと。</li> <li>(2) 職員の施設管理上の指示を遵守すること。</li> <li>(3) 放棄希望で来所した者と動物の個別取引をする等、センター所長が行う事業に相反する行動をとらないこと。</li> <li>(4) 他の団体等を批判、誹謗中傷するような行為をしないこと。</li> <li>(5) その他、センター所長との信頼関係を損なうと認められるような行為をしないこと。</li> </ol> </li> </ol>
-------------	--